

第18回教育委員会臨時会 案件表

日 時

令和3年9月29日（水）

議 題

1 議 案

(1) 議案第77号 令和3年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について (資料1)

(2) 議案第78号 令和3年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について (資料2)

資 料 1	
-------	--

議案第77号

令和3年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

上記の議案を提出する。

令和3年9月29日

提出者 教育長 堀 和 夫

令和3年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

このことについて、別紙のとおり変更するものとする。

令和3年9月29日
教育振興部学校教育支援センター

令和3年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立学校教育支援センター条例第6条第3項の規定に基づき、練馬区立学校教育支援センターの開館時間を以下のとおり変更する。

1 変更の期間

令和3年10月1日（金）から10月24日（日）まで

2 開館時間

（変更前）午前9時から午後9時30分まで

（変更後）午前9時から午後9時まで

3 周知方法

練馬区ホームページ、学校教育支援センターホームページ、館内ポスター掲示等により周知

4 練馬区の対応

参考資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和3年9月29日付け）
- (2) 区立施設の利用の定員制限緩和等に係る使用料の取扱いについて（令和3年9月29日付け3練企企第10075号）

5 その他

開館時間の変更に伴い、施設の利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は9月28日、東京都を含む19都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を、9月30日をもって解除することを決定した。都知事は同日、再拡大防止のため、10月1日から24日までの間を東京都におけるリバウンド防止措置期間とし、都内飲食店等に営業時間の短縮等を要請した。

区は、国および都の方針を受けて、10月1日から24日までの間、以下のとおり対応する。10月25日以降の対応は別途決定する。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様には、外出する際、少人数で混雑している場所や時間を避けての行動、基本的な感染防止策の徹底をお願いする。特に、午後9時以降、飲食店等の出入りはしないことをお願いする。
- (2) 区内の飲食店等には営業時間の短縮をお願いする。都の感染防止徹底点検済証の交付を受けている店舗については、酒類の提供を午後8時までとし、交付を受けていない店舗については、提供の自粛をお願いする。また、飲食を主として業とする店舗でのカラオケ設備の利用については、自粛をお願いする。引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【子どもの施設】

- (1) 区立小中学校、区立幼稚園は、通常運営する。
- (2) びよびよ（子育ての広場）、児童館は、通常運営する。
- (3) 保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、通常運営する。

【高齢者・障害者の施設】

- (1) 敬老館、はつらつセンターは、利用人員を定員の100%とし、開館時間は午後9時までとする。
- (2) デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、通常運営する。

【その他の区立施設】

- (1) 図書館、美術館、ふるさと文化館は、入場整理を実施して開館する。
- (2) 練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、利用人員を定員の100%とし、開館時間は午後9時までとする。
ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は利用人員を定員の50%とする。
- (3) 野球場、運動場、庭球場および体育館・プールは、開場時間を午後9時までとする。
- (4) 会議室等集会施設（地区区民館、地域集会所等）は、利用人員を定員の100%とし、開館時間は午後9時までとする。
- (5) 少年自然の家は、再開する。

【イベント・事業】

- (1) 区が主催するイベント・事業は、定員を上限5,000人とし、開催時間は午後9時までとする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は、定員の50%以内とする。なお、この定員の取扱いは10月30日までとする。

【その他共通事項】

- (1) マスクの着用、手指消毒、3密の回避など、基本的な感染症対策を徹底する。
- (2) 敬老館、はつらつセンター、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホール、会議室等集会施設（地区区民館、地域集会所等）の利用人員の取扱いは、10月30日までとする。
- (3) 飲食を目的とした利用および入浴は、引き続き禁止する。
- (4) 感染リスクが高いと考えられる、合唱を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

外出する際は、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動するようお願いいたします。特に、午後9時以降の飲食店等の出入りはしないようお願いいたします。旅行など都道府県間の移動に際しては、感染対策を徹底するようお願いいたします。

路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動は、控えてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を引き続きお願いいたします。

4 区内事業者へのお願い

飲食店等は、営業時間の短縮をお願いいたします。都の感染防止徹底点検済証の交付を受けている店舗については、酒類の提供を午後8時までとし、交付を受けていない店舗については、提供の自粛をお願いいたします。

営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国、都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国、都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

各部（室・局）長 様

区政改革担当部長事務取扱
企画部長 森田 泰子
（公印省略）
総務部長 佐古田 充宏
（公印省略）

区立施設の利用の定員制限緩和等に係る使用料の取扱いについて

第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」を決定しました。

つきましては、区立施設の利用の定員制限緩和等に係る使用料の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 対応期間

令和3年10月1日から24日まで

2 定員制限緩和に係る使用料の取扱いについて

- (1) 定員制限を緩和する10月1日以降の利用申し込みがあった場合
通常時の使用料を徴収する。

ただし、「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」に記載している「大声での歓声・声援等が想定されるもの」で定員制限を行う利用の場合は、引き続き5割減額を適用する。（別添、令和2年5月28日付け2練企企第10013号「利用の定員を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」参照）

- (2) 既に定員制限による減額適用で利用を承認している場合

定員制限が緩和されたことを事前に説明し、定員制限を解除して利用するか否かの意向を確認のうえ、次のとおり対応する。

ア 定員制限をして利用する場合は、減額適用のままとする。

イ 通常時の定員で利用を希望する場合は減額適用を取り消し、利用変更承認書を交付のうえ、正規の使用料に変更する。納付方法については、通常の使用料を変更する場合と同様の手続きにより、納付を求める。

3 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについて

(1) 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- ア 枠単位の貸出しから時間単位の貸出しに変更できる場合は、時間単位に切り替え、利用した時間までの使用料を徴収する。
- イ 時間単位の貸出しができない場合は、利用制限を超えた時間を含む夜間枠の使用料から5割減額※を行う。ただし、通常時から減免対象の利用者は利用時間を制限しても、減額は行わない。
- ウ 利用時間の制限を理由とするキャンセルは全額還付し、利用制限も行わない。

※ 申込時点では、利用予定日の時間が制限されていたが、利用予定の前に時間の制限が解除されたとしても、利用制限の時間内で利用する場合は減額を適用したままとする。

(2) 利用時間を制限した場合に利用者の使用料を減額する根拠

各施設の条例または規則の減免事由等を定める規定中「その他区長が特に必要があると認めたとき」が根拠となる。

(3) 使用料減免および利用承認等の手続について

- ア 各施設のホームページ等で利用時間の制限を周知し、利用者からの利用申請を受け付ける。枠単位での貸出しの場合は、通常時の減免対象の利用者と同様に、利用者から使用料減免申請書を提出してもらい利用承認書を交付する。
- イ 枠単位での貸出しで、既に利用申請を受け付けており、利用時間が制限後の時間を超えている場合は、使用料減免申請書※を提出してもらい、利用変更承認書を交付する。

※ 各施設の条例・規則等に使用料減免申請書の提出を省略できる旨の規定がある場合は、提出を省略することができる。

4 区立施設を休館または施設の貸出しを休止する場合の使用料の取扱いについて

使用料は、還付（返金）します。

なお、還付（返金）の手続きについては、郵送によるやりとりなど、原則、来館を要しない方法により行ってください。

5 新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用キャンセルについて

引き続き当面の間、以下のとおり対応することとします。

- (1) 使用料を全額還付する。
- (2) 利用制限の対象となる期間（利用日 7 日前を過ぎたキャンセル）であっても、利用制限をしない。

【担当】

(施設使用料に関すること)

区政改革担当部区政改革担当課 内線 5696

(条例・規則等に関すること)

総務部文書法務課 内線 5621～5623、5625

議案第78号

令和3年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

上記の議案を提出する。

令和3年9月29日

提出者 教育長 堀 和 夫

令和3年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

このことについて、別紙のとおり変更するものとする。

令和 3 年 9 月 29 日
こども家庭部青少年課

令和 3 年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立青少年館条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり練馬区立青少年館の開館時間を変更する。

1 変更の期間

令和 3 年 10 月 1 日（金）から 10 月 24 日（日）まで

2 開館時間

（変更前）午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

（変更後）午前 9 時から午後 9 時まで

3 周知方法

練馬区ホームページ、青少年館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

4 練馬区の対応

参考資料

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 3 年 9 月 29 日付け）

(2) 区立施設の利用の定員制限緩和等に係る使用料の取扱いについて（令和 3 年 9 月 29 日付け 3 練企企第 10075 号）

5 その他

開館時間の変更に伴い、施設の利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。

令和3年9月29日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は9月28日、東京都を含む19都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を、9月30日をもって解除することを決定した。都知事は同日、再拡大防止のため、10月1日から24日までの間を東京都におけるリバウンド防止措置期間とし、都内飲食店等に営業時間の短縮等を要請した。

区は、国および都の方針を受けて、10月1日から24日までの間、以下のとおり対応する。10月25日以降の対応は別途決定する。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様には、外出する際、少人数で混雑している場所や時間を避けての行動、基本的な感染防止策の徹底をお願いする。特に、午後9時以降、飲食店等の出入りはしないことをお願いする。
- (2) 区内の飲食店等には営業時間の短縮をお願いする。都の感染防止徹底点検済証の交付を受けている店舗については、酒類の提供を午後8時までとし、交付を受けていない店舗については、提供の自粛をお願いする。また、飲食を主として業とする店舗でのカラオケ設備の利用については、自粛をお願いする。引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【子どもの施設】

- (1) 区立小中学校、区立幼稚園は、通常運営する。
- (2) びよびよ（子育ての広場）、児童館は、通常運営する。
- (3) 保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、通常運営する。

【高齢者・障害者の施設】

- (1) 敬老館、はつらつセンターは、利用人員を定員の100%とし、開館時間は午後9時までとする。
- (2) デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、通常運営する。

【その他の区立施設】

- (1) 図書館、美術館、ふるさと文化館は、入場整理を実施して開館する。
- (2) 練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、利用人員を定員の100%とし、開館時間は午後9時までとする。
ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は利用人員を定員の50%とする。
- (3) 野球場、運動場、庭球場および体育館・プールは、開場時間を午後9時までとする。
- (4) 会議室等集会施設（地区区民館、地域集会所等）は、利用人員を定員の100%とし、開館時間は午後9時までとする。
- (5) 少年自然の家は、再開する。

【イベント・事業】

- (1) 区が主催するイベント・事業は、定員を上限5,000人とし、開催時間は午後9時までとする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は、定員の50%以内とする。なお、この定員の取扱いは10月30日までとする。

【その他共通事項】

- (1) マスクの着用、手指消毒、3密の回避など、基本的な感染症対策を徹底する。
- (2) 敬老館、はつらつセンター、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホール、会議室等集会施設（地区区民館、地域集会所等）の利用人員の取扱いは、10月30日までとする。
- (3) 飲食を目的とした利用および入浴は、引き続き禁止する。
- (4) 感染リスクが高いと考えられる、合唱を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

外出する際は、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動するようお願いいたします。特に、午後9時以降の飲食店等の出入りはしないようお願いいたします。旅行など都道府県間の移動に際しては、感染対策を徹底するようお願いいたします。

路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動は、控えてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を引き続きお願いいたします。

4 区内事業者へのお願い

飲食店等は、営業時間の短縮をお願いいたします。都の感染防止徹底点検済証の交付を受けている店舗については、酒類の提供を午後8時までとし、交付を受けていない店舗については、提供の自粛をお願いいたします。

営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国、都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国、都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

各部（室・局）長 様

区政改革担当部長事務取扱
企画部長 森田 泰子
（公印省略）
総務部長 佐古田 充宏
（公印省略）

区立施設の利用の定員制限緩和等に係る使用料の取扱いについて

第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」を決定しました。

つきましては、区立施設の利用の定員制限緩和等に係る使用料の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 対応期間

令和3年10月1日から24日まで

2 定員制限緩和に係る使用料の取扱いについて

- (1) 定員制限を緩和する10月1日以降の利用申し込みがあった場合
通常時の使用料を徴収する。

ただし、「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」に記載している「大声での歓声・声援等が想定されるもの」で定員制限を行う利用の場合は、引き続き5割減額を適用する。（別添、令和2年5月28日付け2練企企第10013号「利用の定員を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」参照）

- (2) 既に定員制限による減額適用で利用を承認している場合

定員制限が緩和されたことを事前に説明し、定員制限を解除して利用するか否かの意向を確認のうえ、次のとおり対応する。

ア 定員制限をして利用する場合は、減額適用のままとする。

イ 通常時の定員で利用を希望する場合は減額適用を取り消し、利用変更承認書を交付のうえ、正規の使用料に変更する。納付方法については、通常の使用料を変更する場合と同様の手続きにより、納付を求める。

3 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについて

(1) 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- ア 枠単位の貸出しから時間単位の貸出しに変更できる場合は、時間単位に切り替え、利用した時間までの使用料を徴収する。
- イ 時間単位の貸出しができない場合は、利用制限を超えた時間を含む夜間枠の使用料から5割減額※を行う。ただし、通常時から減免対象の利用者は利用時間を制限しても、減額は行わない。
- ウ 利用時間の制限を理由とするキャンセルは全額還付し、利用制限も行わない。

※ 申込時点では、利用予定日の時間が制限されていたが、利用予定の前に時間の制限が解除されたとしても、利用制限の時間内で利用する場合は減額を適用したままとする。

(2) 利用時間を制限した場合に利用者の使用料を減額する根拠

各施設の条例または規則の減免事由等を定める規定中「その他区長が特に必要があると認めたとき」が根拠となる。

(3) 使用料減免および利用承認等の手続について

- ア 各施設のホームページ等で利用時間の制限を周知し、利用者からの利用申請を受け付ける。枠単位での貸出しの場合は、通常時の減免対象の利用者と同様に、利用者から使用料減免申請書を提出してもらい利用承認書を交付する。
- イ 枠単位での貸出しで、既に利用申請を受け付けており、利用時間が制限後の時間を超えている場合は、使用料減免申請書※を提出してもらい、利用変更承認書を交付する。

※ 各施設の条例・規則等に使用料減免申請書の提出を省略できる旨の規定がある場合は、提出を省略することができる。

4 区立施設を休館または施設の貸出しを休止する場合の使用料の取扱いについて

使用料は、還付（返金）します。

なお、還付（返金）の手続きについては、郵送によるやりとりなど、原則、来館を要しない方法により行ってください。

5 新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用キャンセルについて

引き続き当面の間、以下のとおり対応することとします。

- (1) 使用料を全額還付する。
- (2) 利用制限の対象となる期間（利用日7日前を過ぎたキャンセル）であっても、利用制限をしない。

【担当】

(施設使用料に関すること)

区政改革担当部区政改革担当課 内線 5696

(条例・規則等に関すること)

総務部文書法務課 内線 5621～5623、5625